

所管部課	健幸いきいき部保険年金課		部長	川口 莊一	
件名	東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>出産育児一時金の支給額については、令和4年度の全施設における出産費用の平均額推計等を勘案し、全国一律で50万円に引き上げる必要があるものとして、国により健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことから、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 出産育児一時金の支給額を「42万円」から「50万円」に改める（第8条第1項関係）。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日から施行し、改正後の第8条の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。</p> <p>(3) 影響及び効果 被保険者の出産に係る経済的負担を軽減できる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年12月26日 都道府県及び市町村における令和5年度国民健康保険特別会計予算編成に当たっての留意事項について（通知）</p> <p>令和5年 1月17日 国民健康保険運営協議会に諮問（令和5年4月以降50万円とする。）</p> <p>令和5年 1月31日 国民健康保険運営協議会会長から市長に答申（50万円が妥当である。）</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和5年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。